

昭和 50 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林省農蚕園芸局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第22条の規定に基づき、昭和50年度における農業及び農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び補助金の交付を受けて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法(昭和22年法律第34号)第40条の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するため作成したものである。

目 次

	頁
I 昭和50年度の予算	(1)
II 昭和50年度において実施された事業の概要	(6)
第1 農業改良普及事業	(6)
1 普及職員の設置	(6)
(1) 専門技術員	(6)
(2) 農業改良普及員	(7)
2 普及職員の資格試験	(7)
(1) 専門技術員	(8)
(2) 農業改良普及員	(8)
3 普及職員の活動の概要	(8)
(1) 専門技術員	(8)
(2) 農業改良普及員	(9)
4 農業改良普及所の運営	(10)
5 普及職員の研修	(11)
(1) 研修の実施	(11)
(2) 普及員研修施設の整備	(12)
6 普及情報活動の推進等	(12)
7 農業改良特別指導事業の実施	(13)
(1) 農業団地特別指導事業	(13)
(2) 土地改良地区営農改善特別指導事業	(13)
(3) 中核農業経営育成特別普及事業	(13)
第2 生活改善普及事業	(13)
1 普及職員の設置	(13)
(1) 専門技術員	(13)

(2) 生活改良普及員	(14)
2 普及職員の資格試験	(15)
(1) 専門技術員	(15)
(2) 生活改良普及員	(15)
3 普及職員の活動の概要	(16)
(1) 専門技術員	(16)
(2) 生活改良普及員	(16)
4 農業改良普及所の運営	(18)
5 普及職員の研修	(19)
(1) 専門技術員	(19)
(2) 生活改良普及員	(19)
6 生活改善特別事業等の実施	(20)
(1) 農山漁家労働適正化特別事業	(20)
(2) 農家高齢者生活開発パイロット事業	(20)
(3) 農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業	(20)
(4) 農山漁村生活環境整備指導事業	(21)
(5) 農業者健康モデル地区育成事業	(21)
7 農村婦人活動促進事業の実施	(21)
(1) 生活教室の開設	(21)
(2) 農村若妻集団活動育成事業	(21)
(3) テレビ農村主婦学校の開設	(21)
(4) 生活改善婦人グループ交換研究会	(21)
(5) 生活改善婦人グループ地域活動育成事業	(22)
8 農家生活技術改善実験研究の実施	(22)
9 漁家生活改善普及計画の樹立	(23)
第3 農村青少年研修教育事業	(23)
1 高等農業教育施設の設置	(23)
2 農村青年活動促進施設の設置	(23)
3 農村青少年活動促進対策事業の実施	(23)
付 表	(25)

I 昭和50年度の予算

農業改良助長法により補助金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第14条第1項の規定により、次のように定められている。

- (1) 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- (2) 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し、農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。
- (3) 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。
- (4) 前2号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

昭和50年度において定められた国の事業別予算額及びその内容は、次のとおりである。

1 農業改良助長法第14条第1項第1号及び第2号に係るもの

(1) 農業改良関係

ア 普及職員設置費 19,768,760,000 円

都道府県において、農業に関する普及事業に従事する専門技術員及び農業改良普及員の設置に要する人件費である。

昭和50年度に設置し得る職員の補助定数は、専門技術員775人、農業改良普及員9,997人（普及所長635人、改良普及員(地域)1,905人、改良普及員(専門)3,565人、改良普及員(一般)3,892人)である。

イ 普及事業費

(ア) 指導旅費 223,967,000 円

専門技術員及び農業改良普及員が普及指導活動を行うのに要する旅費である。

(イ) 専門技術員活動強化費 48,858,000 円

専門技術員の現地活動等を強化するための地方専技室の運営(95カ所)、普及指導機材の整備(19カ所)、現地技術確定事業(99カ所)の実施及び試験研究機関等で開発された大型技術を農家段階で実証展示する大型技術現地実証特別事業(5カ所)の実施に要する経費である(施設整備費を除く)。

(ウ) 普及所運営費

a 普及所運営費 393,556,000 円

農業改良普及所(635カ所)の運営に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、事務補助賃金等に要する経費である。1普及所当たりの助成額は、619,773円である。

b 普及指導高度化機材整備事業費 15,625,000 円
普及指導活動に必要な分析診断機材を 127 カ所の農業改良普及所において整備するの
に必要な経費である。

c 緊急実態調査活動費 6,987,000 円
農政及び普及事業の推進に資するため、農家の意向、農村の動向、普及活動の状況等
について、緊急に調査を行うのに要する経費である。

(エ) 農業団地特別指導事業費 54,427,000 円
農業団地の育成に関する現地指導を充実強化するため、農業地域ごとに特定の農業団地
に対して専門技術員が中心となつて、技術・経営の両面にわたつて濃密な指導を行う農業
団地育成モデル指導事業(沖縄県のみ)及び農業改良普及所ごとに農業団地等の運営に当た
る中核的農業者を養成するための団地マネージャー等育成事業(47 都道府県)の実施等に
要する経費である。

(オ) 土地改良地区営農改善特別指導事業費 23,798,000 円
土地改良事業の効果の適切な発現を期し、先導的な農家及び農家集団の育成を図るた
め、大規模な土地改良事業実施地区のうち、事業の実施により営農形態が大幅に変更され
る地区について、生産技術と経営管理技術を基礎とした濃密指導を 40 か所において実施
するのに要する経費である。

(カ) 中核農業経営育成特別普及事業費

a 中核的農業経営者育成特別指導事業費 35,717,000 円
農業生産の中核的な担い手を育成するため、農業改良普及所ごとに今後育成しようと
する経営類型別に育成目標を作成し、先導的役割を果たす拠点農家に対する個別指導、
研究グループの育成を 47 都道府県において濃密に行うのに要する経費である。

b 地域農業経営育成総合指導事業費 105,557,000 円
農業生産の中核的な担い手を育成するため、重点市町村において、個別経営・生産組
織の育成計画、異なる経営類型間における土地、労働力、副産物等の補完結合計画等を
策定し、これに基づき総合指導体制により濃密指導を 127 地区において実施するのに要
する経費である。

(2) 生活改善関係

ア 普及職員設置費 3,661,372,000 円
都道府県において、生活改善に関する普及事業に従事する専門技術員及び生活改良普及員
の設置に要する人件費である。

昭和 50 年度に設置し得る職員の補助定数は、専門技術員 250 人、生活改良普及員 2,141 人
(広域担当 635 人、地域担当 1,506 人(うち漁家担当 156 人))である。

イ 普及事業費

(ア) 指導旅費 40,134,000 円
専門技術員及び生活改良普及員が普及指導活動を行うのに要する旅費である。

- (イ) 普及所運営費
- a 巡回指導施設設置費のうち生活改良普及員普及器材整備費 7,841,000 円
生活改良普及員の普及指導活動に必要なスライド、照度計、組立式住宅模型等の器材の整備に要する経費である。
- b 産休生活改良普及員代替職員費 23,754,000 円
生活改良普及員の産前産後の休暇中における生活改善普及指導活動を代替して行う産休生活改良普及員代替職員の設置に要する経費である。
- (ウ) 生活改善特別事業費
- a 農山漁家労働適正化特別事業費 9,488,000 円
生産及び生活の両面における労働の適正化を図り、農林漁業者の生活の向上に資するため、健康状況、労働状況及び体力状況について調査、指導を47カ所において実施するのに要する経費である。
- b 農家高齢者生活開発パイロット事業費 14,486,000 円
農山漁村の高齢者の生活能力を開発し、高齢者が地域社会の一員としてその能力にふさわしい役割を担うことができるように誘導するため、生活総合調査、生活技術講習会等を15県において実施するのに要する経費である。
- c 農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業費 46,833,000 円
農山漁村地域及び農山漁家の生活水準を診断調査するとともに、その結果に基づき生活水準向上のための対策を樹立するため、調査、講習会等を19県において実施するのに要する経費である。
- (エ) 農家生活技術等改善研究費 9,382,000 円
農家生活向きの生活改善技術の確立及び実用化を図るため、専門技術員が実験研究を47都道府県において実施するのに要する経費及び漁家生活改善の普及計画を10県において樹立し、活動を進めるのに要する経費である。
- (オ) 農村婦人活動促進費のうち生活教室開設費 18,473,000 円
農山漁家の生活改善上当面している問題の解決に資するため、農繁期対策、住居の使い方改善、家事労働合理化、出稼ぎ農家生活相談等について短期の講習会を1,270カ所において開催するのに要する経費である。
- (カ) 農業者健康モデル地区育成事業費 71,869,000 円
農業者の生活及び生産に係る環境と健康との相関関係を明らかにし、農業者の健康の維持増進に資するため、1県当たり4地区の健康モデル地区を設定し、健康調査等と自主的な健康管理の指導を42都道府県において行う健康モデル地区育成事業及び健康調査、健康管理の指導、健康管理組織の育成等を全国4地域(4県)において行う健康農村推進事業を実施するのに要する経費である。

2 農業改良助長法第14条第1項第3号及び第4号に係るもの

(1) 農業改良関係(普及事業費)

- ア 大型技術現地実証特別事業費のうち施設整備費 15,457,000 円
- イ 普及所運営費のうち巡回指導施設設置費 45,980,000 円
普及指導活動の効率化を図るための四輪車(ジープ又はライトバン)185台を農業改良普及所に設置するのに要する経費である。
- ウ 普及情報活動事業費 50,266,000 円
普及組織における情報活動を強化するため、農業改良普及所に情報機材及び指導カード等を47都道府県において整備するのに要する経費である。
- エ 農業改良普及職員研修費 161,442,000 円
専門技術員及び農業改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するのに要する経費及び改良普及員の資質向上を図るため、改良普及員研修施設に対し、視聴覚機器(9カ所)及び研修実験機材(9カ所)を整備するのに要する経費である。

(2) 生活改善関係(普及事業費)

- ア 普及所運営費
巡回指導施設設置費のうち機動力設置費 18,348,000 円
巡回指導活動の効率化に資するため、四輪車(拡声装置付ライトバン)79台を農業改良普及所に設置するのに要する経費である。
- イ 生活改善普及職員研修費 37,481,000 円
専門技術員及び生活改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するのに要する経費である。
- ウ 生活改善特別事業費のうち農山漁村生活環境整備指導事業費 44,156,000 円
農山漁村の生活環境の整備及び近代化を推進するため、生活環境整備に関する巡回相談指導、地区環境の診断等を47都道府県において実施するのに要する経費である。
- エ 農村婦人活動促進費
- (ア) 農村若妻集団活動育成事業費 8,720,000 円
農村に定着する若妻を対象に近代的な農家生活のあり方を確立し、及び経営の担い手としての管理能力を養い集団活動を促進するため、農村若妻会議等を209カ所において開催するのに要する経費である。
- (イ) テレビ農村主婦学校開設費 2,798,000 円
農家の主婦を対象に、テレビの定期的放映の利用により、近代的な農業及び農家生活の知識技術の習得を図るため集合研修を205カ所において実施するのに要する経費である。
- (ウ) 生活改善婦人グループ交換研究会費 1,809,000 円
農村において自主的に活動している生活改善実行グループ員が相互に体験の交換と連絡を図るため、体験交換の研究会を141カ所において実施するのに要する経費である。

(エ) 生活改善婦人グループ地域活動強化費 4,904,000 円
兼業化の進展が著しい地域を対象に、生活改善実行グループが中心になつて地域の共通の生活課題を解決していく活動を展開するため、研究会等を 104 カ所において実施するのに要する経費である。

(3) 農村青少年研修教育関係(農村青少年研修教育事業費)

ア 高等農業教育施設整備費 344,100,000 円
農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応し、高等学校卒業程度の農村青年を対象として、高度な専門技術と経営能力を付与し、先進的農業経営者を育成する農業教育施設(7カ所)及び体育施設(3カ所)を設置するのに要する経費である。

イ 農村青年活動促進施設整備費 75,066,000 円
農村青少年の活動促進を図る場としての研修施設を都道府県の主要農業地域に設置(19カ所)するとともに、その内部設備として、視聴覚教育設備を整備(30カ所)するのに要する経費である。

ウ 農村青少年活動促進対策事業費 174,216,000 円
農村青少年の資質と能力の向上を図るとともに、農村青少年の自主的な集団による地域の農業改良及び生活改善に関する活動を積極的に推進するため、農村青少年の育成過程及び地域の農業事情等に即して有機的・体系的に、緑の学園の開催、講座制研修事業、農村青年活動促進事業等を 47 都道府県において実施するのに要する経費である。

Ⅱ 昭和50年度において実施された事業の概要

第1 農業改良普及事業

農業改良普及事業においては、農業をめぐる諸情勢に対処して、農業構造の改善、需要の動向に即した農業生産、農業生産の中核的な担い手の育成等を当面の重点課題として活発な普及指導活動を進めることとし、次の諸事業を実施した。

1 普及職員の設置

農業改良普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と農業改良普及員が設置されている。

(1) 専門技術員

専門技術員は、農業に関する試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究するとともに農業改良普及員を指導する者(専門技術員(1))と、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、普及指導活動の技術及び方法について農業改良普及員を指導する者(専門技術員(2))との2種に区分されている。

専門技術員(1)は、稲、果樹、乳牛等18専門項目に区分され、また、専門技術員(2)は普及指導活動(農業)及び普及指導活動(青少年)に区分されている。

専門技術員の設置に当たっては、都道府県が農業事情等を勘案して、必要な専門項目を選定し、有資格者の中から設置している。

昭和50年度末における設置数は、673人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別、専門項目別設置数は、付表(3)のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和51年3月31日現在)

区分	専門項目	人員	区分	専門項目	人員	
専門技術員(1)	稲	57人	専門技術員(1)	養鶏	17人	
	麦及び雑穀	11		家畜衛生	4	
	野菜及びいも類	79		農畜産利用加工	1	
	果樹	75		農業機械	36	
	工芸作物	17		農業経営	61	
	花き	27		農業土木	0	
	飼料作物及び草地改良	30		営農林	0	
	土じょう肥料	56		専門技術員(2)	普及指導活動(農業)	56
	病害虫	55			普及指導活動(青少年)	24
	畜産一般	43			計	673
	乳牛	24				

専門技術員の学歴別構成(昭和51年3月31日現在)

区分	大学	短大			専大		高校(旧中)	計
		旧高专	短大	農講	旧専実科	技養		
員数(人)	128	151	20	143	17	59	155	673
比率(%)	19.0	22.4	3.0	21.3	2.5	8.8	23.0	100.0

注) 農講…農業講習所 技養…農業会(農会)技術員養成所

専門技術員の年齢別構成(昭和51年3月31日現在)

区分	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	5	40	176	329	122	1	673
比率(%)	0.7	5.9	26.2	48.9	18.1	0.2	100.0

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員は、農業改良普及所に所属し、直接農家に接して農業に関する普及指導活動を行っている。昭和50年度末における設置数は、9,697人であり、その学歴別、年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、農業改良普及員の都道府県別設置数は附表(2)のとおりである。

農業改良普及員の学歴別構成(昭和51年3月31日現在)

区分	大学	短大			専大		高校(旧中)	計
		旧高专	短大	農講	旧専実科	技養		
員数(人)	1,189	280	578	3,552	48	812	3,238	9,697
比率(%)	12.3	2.9	5.9	36.6	0.5	8.4	33.4	100.0

注) 農講……農業講習所 技養……農業会(農会)技術員養成所

農業改良普及員の年齢別構成(昭和51年3月31日現在)

区分	25歳以下	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	541	1,104	979	1,056	1,624	2,724	1,599	70	9,697
比率(%)	5.6	11.4	10.1	10.9	16.7	28.1	16.5	0.7	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員任用資格は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令(昭和27年政令第148号)」によつて資格試験に合格した者と、一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

昭和50年度に実施した資格試験の概要は、次のとおりである。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は、農林大臣が「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則」(昭和27年農林省令第71号)により実施しているが、昭和50年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

専門項目 区分	稲	麦及び雑穀	そ菜及びいも類	果 樹	工芸作物	花 き	飼料作物及び草地改良
受 験 者 数(人)	66	7	63	67	20	20	27
合 格 者 数(人)	25	3	15	17	7	7	10
合 格 率(%)	37.9	42.9	23.8	25.4	35.0	35.0	37.0

専門項目 区分	土じょう料	病 害 虫	畜産一般	乳 牛	養 鶏	家畜衛生	農畜産利用加工
受 験 者 数(人)	18	25	28	11	10	3	0
合 格 者 数(人)	9	6	10	3	4	1	0
合 格 率(%)	50.0	24.0	35.7	27.3	40.0	33.3	0

専門項目 区分	農業機械	農業経営	農業土木	営 農 林	普及指導活動(農業)	普及指導活動(青少年)	計
受 験 者 数(人)	26	35	2	0	42	22	492
合 格 者 数(人)	4	12	2	0	8	9	152
合 格 率(%)	15.4	34.3	100.0	0	19.0	40.9	30.9

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行っているが、全国的な統一を図るため、農林省において条例準則を示している。

昭和50年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

農業改良普及員資格試験実施概要

学 歴 区 分	大 学	短 大	農業講習所	高 校	計
受 験 者(人)	1,476	495	1,244	44	3,259
合 格 者(人)	826	219	850	29	1,924
合 格 率(%)	56.0	44.2	68.3	65.9	59.0

3 普及職員の活動の概要

(1) 専門技術員

専門技術員の活動は、改良普及員に対する指導援助、調査研究、他機関との連携等多岐にわたっている。

近年における農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応し、専門技術員の試験研究機関

との連携の緊密化及び現地指導の強化を図るため、都道府県の試験研究機関に地方専技室を設置し、専門技術員の分駐を促進しており、この結果、約半数の専門技術員が分駐している。

昭和50年度においては、地方専技室(68カ所)の運営に必要な経費について助成したほか、普及指導機材を整備(19カ所)した。また、試験研究成果の現地への普及滲透と経営への定着化を図るとともに、現地における技術的問題点の解明等を行うため、専門技術員が中心となつて現地技術確定事業(85カ所)を実施したほか、試験研究機関で開発された大型組立技術の現地定着化を図るため、モデル農家の育成を通じて現地適応性の実証、展示等を行い併せて普及指導の要点を明らかにする大型技術現地実証特別事業(5カ所)を実施した。

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員の職務別構成は、所長、地域を担当する改良普及員、専門事項を担当する改良普及員に分かれている。①所長は、自ら普及指導活動に従事するとともに関係機関との連携、職員の勤務状況のは握等機関の長としての所務を掌り、②地域を担当する改良普及員は、担当市町村を明確にし、常時市町村、農業協同組合等との連携を図りつつ農業者に密着し、担当地域内の農業についての総合的な普及指導を行い、③専門事項を担当する改良普及員は、作物、園芸、畜産、農機具、病虫害等の担当専門事項について、地域を担当する改良普及員と連携をとりながら管内全域にわたつて高度な技術経営に関する指導を行つている。

ア 活動時間

農業改良普及員の活動は、直接農業者や農業者の集団に接して普及指導活動を行うことが基本であるが、農業技術の高度化、農業経営の専門化、指導領域の拡大化等に伴つて、普及指導活動を効率的に展開するための資料作成、調査、打合せ等指導準備に要する時間及び関係機関との連携に要する時間のウェイトが相対的に高まつており、直接農業者等に対する指導援助等の時間は総活時間のほぼ45%(50年度調査)となつている。

イ 活動内容

最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応して農業改良普及事業をより効率的に運営するため、農業改良普及所ごとに重点対象を選定し、普及指導計画を樹立することによつて体系的・継続的な普及指導活動の展開を図つている。また、普及指導計画の樹立に際して、普及指導活動の目標及び領域を明らかにするため、当面する普及事業の重点目標として、①地域計画についての指導助言、②農業構造の改善についての指導助言、③優れた経営の担い手の育成指導、④需要の動向に即した農業生産についての指導助言、⑤健康を旨とする生活と生産の調和についての指導助言、⑥農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言の6項目を定め、さらに、当面の農政の重点として取り組むべき⑦農業団地の育成、⑧米の生産調整と稲作転換、⑨安全な食料の供給と公害防止の3項目についての指導助言を加えた9項目(以下「重点項目」という。)を重点に普及指導活動の展開を図つている。

昭和50年度の普及指導計画でとりあげた普及指導課題を上記の重点項目に基づいて整理すると次表のとおりである。

重点項目別実施割合

重点項目	課題	とりあげている普及所の割合
地域計画についての指導助言	農村計画資料の整備	75.8%
	農村計画策定への誘導と参画	83.3
農業構造の改善についての指導助言	近代的農業経営の育成	88.1
	農業生産組織の育成	80.8
	転職希望農家、出稼農家の援助	25.9
優れた経営の担い手の育成指導	農業・生活についての知識・技術の習得	90.9
	経営・管理能力の助長	78.7
	集団活動の強化	91.2
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	畜産農家飼養規模の拡大と集団化の推進	96.9
	施設園芸農家の育成と集団化の推進	85.2
	園芸農家の育成と集団化の推進	95.0
	畑作(特用作物)農家の育成と集団化の推進	75.8
	近代的稲作経営の育成	93.0
農業団地育成についての指導助言	農業団地育成の推進	77.9
米の生産調整と稲作転換についての指導助言	地域性を生かした集団的転作への誘導	72.7
	転作の技術経営の安定	
安全な食料の供給及び公害防止についての指導助言	他産業に起因する公害の被害軽減	74.3
	農業に起因する公害及び食料汚染の防止	

注) 主として生活改善に関する項目については、生活改善普及事業に掲載するため本表では省略する。

また、農業改良普及員の重点項目に係る総活動時間中の項目別活動割合は次表のとおりである。

農業改良普及員の重点項目別活動時間割合

重点項目	活動割合
地域計画についての指導助言	8.1%
農業構造の改善についての指導助言	7.9
優れた経営の担い手の育成指導	13.9
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	59.6
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	2.2
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	1.0
農業団地の育成についての指導助言	3.8
米の生産調整と稲作転換についての指導助言	1.8
安全な食料の供給と公害防止についての指導助言	1.7
計	100.0

4 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた総合的な普及指導活動の推進、市町村・農業協同組合等との連絡の緊密化等を目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は各都道府県の条例によつて定め

られている。昭和50年度末で615の農業改良普及所が設けられており、都道府県別の農業改良普及所数は附表(12)のとおりである。

昭和50年度は、運営費の助成のほか、年次計画に基づき巡回指導施設197台、普及指導機材127カ所について整備した。

5 普及職員の研修

(1) 研修の実施

農業技術の高度化、農業経営の専門化等、農業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農業改良普及職員の普及指導活動に要する知識と技術の水準を高め、その普及指導力の強化を図るため、50年度においては、専門技術員及び農業改良普及員に対し、下記の研修を実施した。

ア 専門技術員

国において行つた研修

(ア) 国内研修

専門技術員の指導力の向上を図るため、普及指導活動を推進する上で速やかに解決を図らなければならない課題について、農産、そさい花き園芸、果樹、畜産、普及指導活動等6部門に分けて、317人に対し1部門おおむね10日間の研修を実施した。

(イ) 海外研修

専門技術員を海外に派遣し、広く諸外国の先進的技術経営等を体得させるため、アメリカ合衆国の農務省、大学、試験場、改良普及所等において米、麦、豆類等穀類の農業経営の実態及び生産技術の実情とこれに対応する普及指導活動の実情について7人(専門項目別の内訳は、稲3人、麦及び雑穀1人、農業機械1人、農業経営2人)に対し61日間の研修を実施した。

イ 農業改良普及員

(ア) 国において行つた研修

a 新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及の理念、普及事業の役割、普及計画の樹立等に関する基礎的知識と適切な判断力を高めるため、都道府県が行う研修に併せて、地方農政局単位の全国8地域において、250人に対しおおむね6日間の研修を実施した。

b 普及所長研修

現地における計画的・組織的な普及指導活動を推進するために必要な知識を修得させ、普及指導活動の効率的展開及び普及所の能率的運営を図るため、120人に対し6日間の研修を実施した。

c 海外研修

農業改良普及員を海外に派遣し、広く諸外国の農業事情、普及指導の状況を修得させるため、アメリカ合衆国カリフォルニア州の州政府、大学、改良普及所、農家等におい